

地域別アクションプログラム 長浜地域ワーキング設置要領

（設 置）

第 1 条 地域別の滋賀県道路整備アクションプログラムの策定にあたり、地域課題やその課題を踏まえた今後の道路整備についての意見を広く求めるため、「地域別アクションプログラム 長浜地域ワーキング」（以下「地域ワーキング」という。）を設置する。

2 地域ワーキングにおいては「調整」「審査」「諮問」「調査」は行わない。

（構 成）

第 2 条 地域ワーキングは、有識者、道路利用者、地域住民、行政および公募委員等、別表に掲げる者で構成する。会議は、次に掲げる者をもって構成する。

2 委員の任期は、令和 5 年 3 月 31 日までとする。

（座 長）

第 3 条 地域ワーキングには座長を置き、委員の互選によって定める。

（会 議）

第 4 条 地域ワーキングは、長浜土木事務所長が必要と認めたときに召集する。

（会議の公開）

第 5 条 地域ワーキングは、原則として公開とする。

（事務局）

第 6 条 地域ワーキングの事務局は、長浜土木事務所に置き、円滑な事務に努めるものとする。

（その他）

第 7 条 この要領に定めるもののほか、地域ワーキングの運営に関し必要な事項は、長浜土木事務所長が別に定める。

付則 この要綱は、令和 4 年 7 月 20 日から施行し、滋賀県道路整備アクションプログラム 2023 策定をもって、その効力を失う。

別表

今井 克美	公益社団法人 長浜観光協会 専務理事
鹿取 輝之	公募
小林 将来	米原警察署 交通課長
田邊 圭一	長浜警察署 交通課長
轟 慎一	滋賀県立大学環境科学部 准教授
丹羽 崇	公募
長谷川 鋼雄	米原市障害者福祉協会 会長
水上 敏彦	長浜商工会議所 交通運輸副部会長
三馬 有子	公募
森 和彦	湖北地域消防本部 警防課長
安田 智枝美	米原市交通安全協会 女性部部長
横山 義人	長浜市役所都市建設部 部長
吉田 忠充	米原市役所まち整備部 部長

(五十音順 敬称略)